

ひめじ食育推進プラン

(第3次姫路市食育推進計画)



「いただきます」
～元気ひめじの愛ことば～

令和6年(2024年)3月
姫路市

はじめに

「食」は命の源であり、私たちが健やかに生き生きとくらしていくための基本です。食べることは、生きることだけでなく、楽しさやこころの豊かさ、コミュニケーションなど、より良い生活の礎となります。

食育は、市民一人ひとりがさまざまな経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、「食」への感謝の気持ちを抱きながら、生涯にわたって健やかな「こころ」と「からだ」を保ち、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためのものです。

本市では、食育基本法に基づき、平成 20 年に「ひめじ食育推進プラン」を策定しました。平成 25 年には「ひめじ食育推進プラン（第 2 次計画）」として改定し、関係機関・団体の方々と連携を図りながら取り組みを進めてまいりました。コロナ禍では、多くの制限がありましたが、これまでの取り組みの中で、食育は着実に推進されています。

第 3 次計画の策定に当たっては、前計画の基本理念を踏まえつつ、国の「第 4 次食育推進基本計画」を参考にし、姫路市食育推進会議における協議を重ね、パブリック・コメント手続のほか、関係機関・団体の方々からいただいた貴重なご意見等を反映しております。

今後も、自然と都市が共生する本市の地域特性を生かしながら、市民の皆さまの L I F E（命・くらし・一生）をしっかりと守り、輝かせることができるよう、誰一人取り残さない食育の取り組みを市民や関係機関・団体の皆さまと連携し、推進してまいりたいと考えております。

市民の皆さまにも計画の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定に当たり、ご協力・ご指導を賜りました多くの方々に厚く御礼申し上げます。

令和 6 年（2024 年） 3 月

姫路市長 

目 次

I	計画策定の趣旨	- 1 -
1.	第3次計画策定の背景	- 1 -
2.	計画策定の目的	- 1 -
II	計画の位置づけ	- 2 -
1.	本計画の性格	- 2 -
2.	他計画との関係	- 2 -
III	計画の期間	- 3 -
IV	計画の策定経過	- 3 -
1.	食育推進作業部会、食育推進幹事会、食育推進会議での審議	- 3 -
2.	パブリック・コメント手続	- 3 -
V	計画の推進体制	- 4 -
VI	基本理念	- 5 -
VII	基本目標	- 6 -
1.	基本目標	- 6 -
2.	食育を推進するためのキャッチフレーズ	- 7 -
3.	達成すべき目標	- 7 -
VIII	計画の推進	- 8 -
	達成すべき目標及び施策・事業	- 8 -
	①市民は、自分に適した食を選択する力を身につける	- 8 -
	②市民は、食を楽しみ、地域で伝承されてきた食文化を継承する	- 13 -
	③生産者は、食文化の継承や食の安全に配慮した食材を生産する	- 15 -
	④販売業者や流通業者は、取り扱う食品に関する正確な情報を市民に伝える	- 16 -
	⑤飲食店等は、食の楽しみと健康に配慮した食事を提供する	- 17 -
	⑥給食施設や地域食関連団体等は、食環境の向上に取り組む	- 18 -
	⑦学校園（所）は、園児・児童・生徒が食べることに喜びや関心をもち、食文化や食への感謝について学ぶ場を提供する	- 19 -
	⑧行政は、市民が食に関して学ぶための機会を提供する	- 20 -
	⑨行政は、関係機関の連携強化や環境に配慮した体制の整備に取り組む	- 21 -
IX	モニタリング指標	- 24 -
資料1	姫路市食育推進会議	- 26 -
資料2	姫路市食育推進会議条例	- 28 -
資料3	用語説明	- 29 -

（本文中に*印を付している語句について、50音順に説明しています）

I 計画策定の趣旨

1. 第3次計画策定の背景

「食」は生きるための基本であり、「食べること」はただ生きるための栄養を摂るだけではなく、人として健康で豊かな人生を育むための礎いしずえとなるものです。そして、食育*の推進は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことであると同時に、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながるものであり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組です。

第2次計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な食育関連事業が中止や活動の縮小を余儀なくされ、農林水産業や食品産業にも様々な影響を受けました。そのような状況下においても、姫路市の食育は、幼児期の朝食欠食*率や食事のバランスは改善がみられ、食文化の伝承や、安全に配慮した食材の提供などに関しては、目標値には届かないものの順調な取組状況のものも多くみられています。一方、小中学生の朝食の欠食率など、継続して取り組むべき課題もみられ、幼少期、青年期の食に関する意識の向上の必要性が再認識されました。

少子高齢化が進行する中、健康寿命*の延伸やフレイル*予防、本市においては糖尿病重症化予防対策を含む生活習慣病の予防が課題となっており、栄養バランスに配慮した食生活の実践が重要となっています。また、ICTや社会のデジタル化、食品ロス*の削減や環境問題等、社会状況の変化に対応した食育の推進が求められており、「持続可能な食を支える食育活動の推進」も課題となっています。

「人生100年時代」の到来を見据え、市民が一人ひとりの将来のライフプランに応じて健やかな「こころ」と「からだ」を保ち、豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくために、食育に携わる幅広い分野の関係者が密接に連携・協働し、多様な取組を推進していくことが必要です。

2. 計画策定の目的

食育をめぐる国内外の動向を踏まえながら、これまでの「ひめじ食育推進プラン」の取組を継承しつつ、市民一人ひとりが希望するライフプランに沿って自分らしく生きていくための生涯を通じた健康管理の視点を反映した「ひめじ食育推進プラン（第3次姫路市食育推進計画）」を策定します。

II 計画の位置づけ

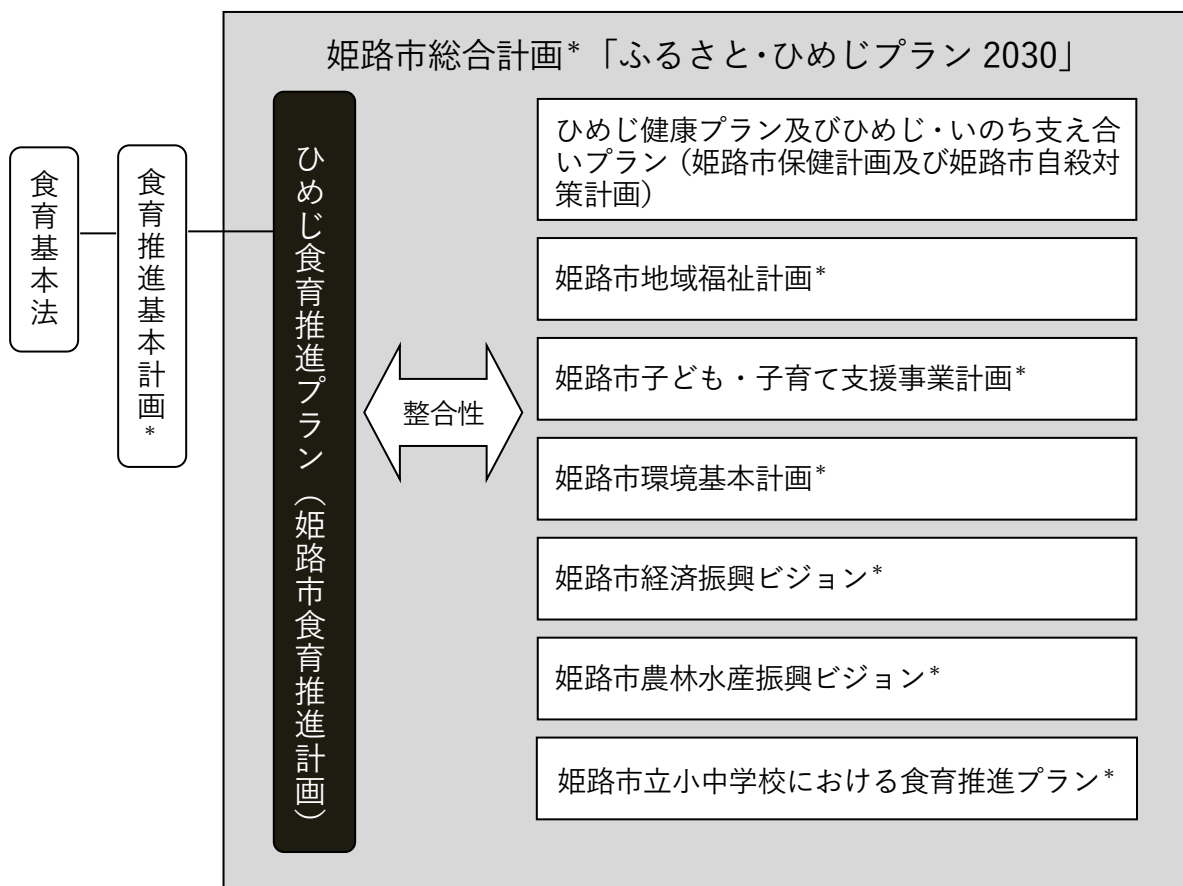
1. 本計画の性格

本計画は、平成 17 年（2005 年）7 月に施行された「食育基本法*」第 18 条第 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画*として位置づけられるものです。

また、平成 25 年（2013 年）3 月に姫路市における食育推進計画として策定された「ひめじ食育推進プラン（姫路市食育推進計画）」（第 2 次計画）の改定計画であり、第 2 次計画期間内（平成 25 年度（2013 年度）～令和 5 年度（2023 年度））の取組の成果や市民の生活を取り巻く状況の変化をふまえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

2. 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、市保健行政の指針となる「ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）*」をはじめとして、本市の関係計画・指針などとの整合性を図ります。



Ⅲ 計画の期間

計画の始期は、令和6年度（2024年度）とし、社会情勢や国や県の動向をみながら、随時見直しや改定を行っていくものとします。

Ⅳ 計画の策定経過

1. 食育推進作業部会、食育推進幹事会、食育推進会議での審議

庁内の「食育推進作業部会*」及び「食育推進幹事会*」において計画の進捗状況の確認と評価を行うとともに、新たな課題や今後の取組について関係部署による意見調整を行い、学識経験者、関係機関・団体の代表、公募委員などで構成する「食育推進会議*」により具体的な審議を行いました。

2. パブリック・コメント手続

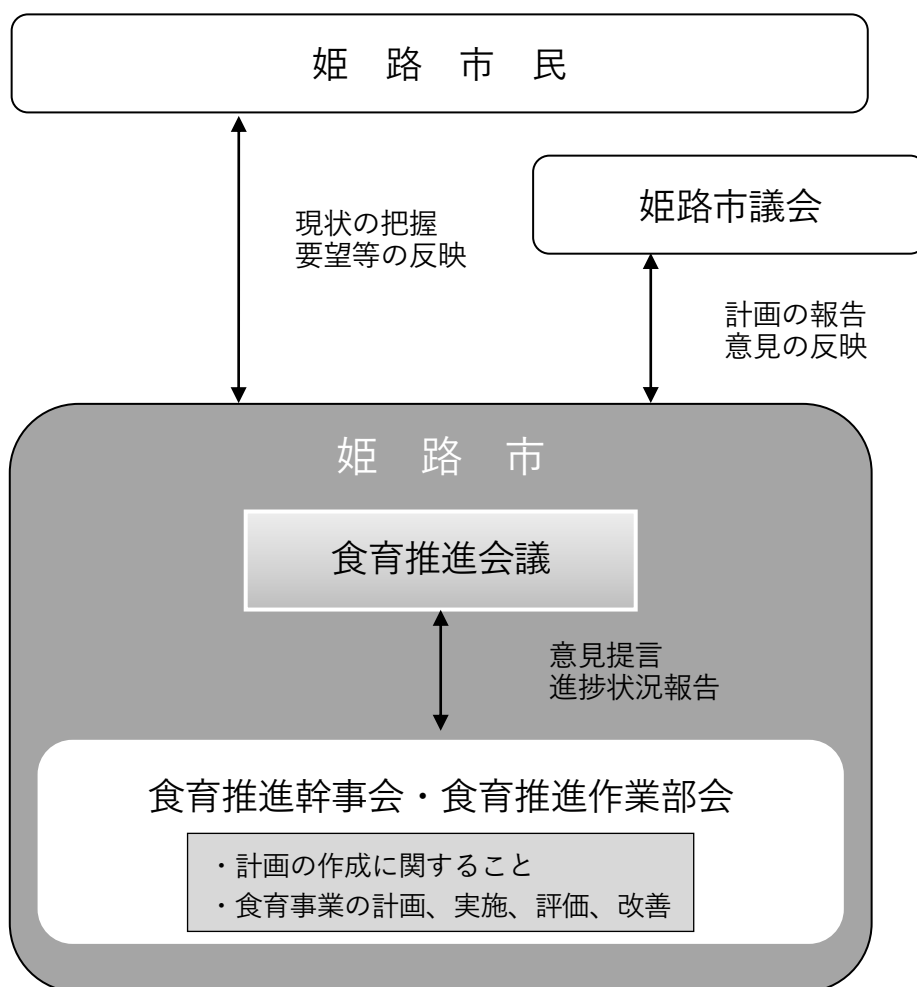
令和5年（2023年）12月18日から令和6年（2024年）1月18日にかけて、「食育推進会議」で協議した計画の中間取りまとめ案を公表し意見を聴取する「パブリック・コメント手続*」を実施し、そこで寄せられた市民の意見を計画策定に反映させました。

V 計画の推進体制

本計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後は、姫路市としての的確に進行管理を行うとともに、食育推進会議に対して定期的に報告を行い、意見を聴くこととします。

また、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに、市民ニーズの把握に努めます。



VI 基本理念

食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育*、徳育*及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけるとともに、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としています。

食を大切にすることが失われつつある中で、人は、食への感謝の気持ちを持ち、五感を使った様々な経験を通じて、健全な食生活を実践することにより、豊かな人間性を育むことができます。

そこで、本市では、食育推進にあたっての基本理念を次のとおり定めます。

生涯にわたって健やかな「こころ」と「からだ」を保ち、豊かな人間性を育む

海と山に囲まれ「海のもん」「山のもん」に恵まれ、姫路城や祭り文化をはじめとする姫路の特性を活かし、市民一人ひとりが、**食の重要性や食への感謝の念を再認識し、食で健やかな「からだ」と豊かな「こころ」を育む食育をめざします。**

Ⅶ 基本目標

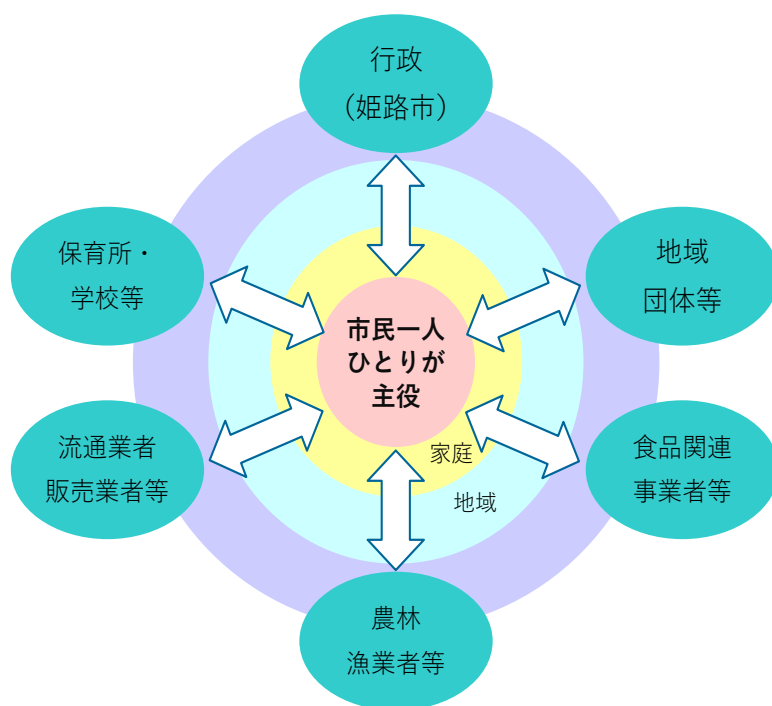
1. 基本目標

市民が「自分に適した食を知る」「食に感謝の気持ちをもつ」
「食を楽しむ」ことで 豊かな人間性を育み
健やかにいきいき くらすことができる

食は、私たち自身の健康維持や子どもたちの健全な育成のために大変重要です。

しかし、食の多様化や食を取り巻く環境の変化などにより、食を通じた家族のコミュニケーションの機会が減少し、豊かな人間性を育む場としての家庭の食育機能が低下しています。

このため、乳幼児期から「毎日、朝ごはんを食べる」などの望ましい食習慣の定着を図り、自然の恵みに感謝する気持ちを忘れず、自分のからだに適した食事を選ぶ力を身につけておくことが重要です。市民一人ひとりが食で健やかな「こころ」と「からだ」を保ち、生涯にわたっていきいきとくらせるために、市民自身が食育に取り組むとともに、家庭、保育所・こども園・学校、流通販売業、農林漁業、食品関連事業、地域団体などの幅広い分野の関係者がより一層連携し一体的に食育を推進します。



2. 食育を推進するためのキャッチフレーズ

～「いただきます」元気ひめじの愛ことば～



ひ

一人ひとりからまち全体へ

め

めざそう 元気ひめじ

じ

10分早起き 「いただきます」

3. 達成すべき目標

- ①市民は、自分に適した食を選択する力を身につける
- ②市民は、食を楽しみ、地域で伝承されてきた食文化を継承する
- ③生産者は、食文化の継承や食の安全に配慮した食材を生産する
- ④販売業者や流通業者は、取り扱う食品に関する正確な情報を市民に伝える
- ⑤飲食店等は、食の楽しみと健康に配慮した食事を提供する
- ⑥給食施設*や地域食関連団体等は、食環境の向上に取り組む
- ⑦学校園（所）は、園児・児童・生徒が食べることに喜びや関心をもち、食文化や食への感謝について学ぶ場を提供する
- ⑧行政は、市民が食に関して学ぶための機会を提供する
- ⑨行政は、関係機関の連携強化や環境に配慮した体制の整備に取り組む

Ⅷ 計画の推進

達成すべき目標及び施策・事業

①市民は、自分に適した食を選択する力を身につける

人は、五感（視覚・触覚・味覚・嗅覚・聴覚）を使って食べ物を選び、よく噛んで味わい、栄養としています。様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、健全な食生活を自ら実践していくために、食に関する知識や食品の選び方等も含めた判断力を一人ひとりが身につけていく必要があります。

子どもの間に、食事や食べ物に興味や関心を持ち食事作りや準備に関わったり、適切な食習慣を身につけることは、健やかな「こころ」と「からだ」を育み豊かな人間性を育む基礎となります。そのために、家庭や学校、保育所・こども園、地域社会などが連携して子どもへの食育の推進に取り組んでいきます。

また、青年期・壮年期には、食生活の影響に伴う生活習慣病の増加が問題となっています。高齢になっても地域で自分らしく生活できることを目指し、生活習慣病の予防を始め、低栄養*にならないために適切な食事量を知ることや、噛むこと、飲み込むことの大切さを知るなど、市民が自ら実践できるための食に関する取組を、SNS*等デジタル化への対応も取り入れながら地域や食育関係団体と連携し推進していきます。

このように、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた「食育」の取組を目指します。



◆計画を推進するための取組

市民

食育に関する講座、教室、講演会等による普及啓発

【食育関係課（保健所健康課、保健センター・分室、こどもの未来健康支援センター、保健所衛生課、国民健康保険課、地域包括支援課、後期高齢者医療保険課、リサイクル課、地域福祉課、農政総務課、農業委員会、水産漁港課、農業振興センター、中央卸売市場、こども支援課、こども保育課、保育所、こども園、教育委員会、学校、危機管理室）】

- ・ **市政出前講座***において、食育に関する情報を提供し、市民が健やかで豊かに過ごせるよう支援します。
- ・ **食育講座***では、講話や調理実習を通じて、乳幼児やその保護者にバランスよく食べることの大切さや、食事の大切さを伝えます。
【保健所健康課、保健センター・分室、食生活改善推進員協議会（いずみ会*）、地域活動栄養士会*】
- ・ **栄養教室**を実施し、健康増進のための食生活改善の実践活動を自主的、組織的に地域で展開する食生活改善推進員のリーダーを養成します。【保健所健康課】
- ・ **食育指導者*研修会**を開催し、食育を地域から推進するため、食育の指導者への情報や知識、技術の提供および支援を図ります。【保健所健康課】
- ・ **市場見学**及び青果物*など旬*の食材を使った**調理実習や講話**により、旬の食材に関する情報（食べ方、調理方法など）を学び、家庭における旬の食材の普及啓発、消費拡大及び食文化の継承を図ります。【中央卸売市場】
※旬果旬菜料理教室、親子朝ぜり見学会、本場・紀州の梅の漬け方講習会等
- ・ **衛生講習会**において、食の安全、安心に関する正確かつタイムリーな情報を啓発します。
【保健所衛生課】
- ・ メッセージアプリ等の**SNSやデジタルサイネージ***を活用した**情報発信**に努めます。【食育関係課】

食育月間*の取組

【食育関係課】

- ・ 全国では6月、兵庫県と姫路市では10月を**食育月間**としており、行政、関係機関、団体等が協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し広く周知啓発を図ることにより、食育のより一層の推進を目指します。
- ・ 毎月19日を「**食育の日**」、23、24日を「**ひめじ地産地消*の日**」とし、SNS等を通じての食育に関する啓発や地産地消の推進、農水産物の消費拡大に取り組みます。

デジタルサイネージによる啓発



- ・食品ロス削減を推進している飲食店や宿泊施設、小売店等を“もったいない運動推進店”として登録し、削減に向けた啓発を行います。
- ・「食品ロス」＝「もったいない」を合言葉に市民、事業者に対し「食品ロス削減」の意識の醸成を促し、食べずに廃棄される食品の減量につなげます。
- ・廃棄になる可能性のある食品を抱える食品関連事業者と、お得な食品を購入したい消費者をつなぐ「食品ロス削減マッチングサービス*」の普及啓発に努めます。
- ・「3010（さんまるいちまる）運動*」を推進し、宴会時の食べ残しを減らす運動に取り組みます。



妊産婦

- ・妊娠届出時の保健師による面接、妊娠中の電話や面接による支援を通して、妊娠期からの食の相談・支援に取り組みます。
- ・妊娠期にはつわりやホルモンの影響等により、むし歯や歯周病のリスクが高まるため、妊産婦歯科健診を通して、よい口腔状態を保てるよう支援します。



乳幼児期 学童期

各保健事業における普及啓発、健診、相談

【保健所健康課、保健センター・分室】【こどもの未来健康支援センター】

- ・**新生児訪問**を通して、赤ちゃんの発育状況の確認や子育てに関する相談、また、産後の体調、食事に関する相談等を行います。
- ・保護者が子どもの発育・発達に沿った望ましい食環境、生活環境に関する情報を得ることができるよう、**健康相談、健康診査**において、保健師、栄養士、歯科衛生士等による育児に関する相談を行います。
- ・乳幼児の**歯みがき相談、歯科健康診査、フッ化物塗布***等の機会を通じて歯科疾患の予防や健全な口腔機能の獲得、かかりつけ歯科医の定着等について啓発を行い、生涯自分の歯と口で食べることができるよう切れ目のない**歯科保健を推進**します。

食育絵本



食事（給食）の提供、地産地消の推進

【保育所、こども園】【学校】

- ・「生きた教材」である食事（**給食**）の提供を通じて、望ましい食生活、食事のマナーと食の楽しさを学び、子どもの健全育成を推進します。
- ・**地場産の食材***（米、れんこん、たけのこ、ほうれん草、小松菜、ちりめんじゃこ、いかなごなど）、郷土料理*、行事食*などを取り入れた食事（給食）を提供することにより、食を通じて地域を理解し、食文化の継承を図ります。

食に関する講座、授業、食育体験

【保育所、こども園】【学校】

- ・クッキングや食育に関する講座、授業により、自分の食生活を振り返り、**朝食の重要性**や生涯にわたって自分の体を大切にすること、健康への関心を高めます。
- ・米・野菜作り、収穫体験活動を通じて**食文化**を学び、**感謝の気持ち**を育みます。
- ・**食育体験、食育活動、農業体験**を推進し、食育指導体制・食育指導内容の充実を図り、子どもが食べ物や食事に興味・関心を持ち、**食生活に対する正しい理解と生きる力**を身につけることができるよう取り組みます。
- ・**給食参観**や**試食会**等の活動を通じて、保護者や地域の人と交流し、「みんなで食べるとうれしい」という気持ちを育みます。保護者にも園・学校での食事（給食）を知ってもらい、家庭での食事に活かしてもらいます。



思春期

プレコンセプションケア*に関する普及啓発

【こどもの未来健康支援センター】【思春期世代に関わる支援者】

- ・子どもたちが、**将来のライフプラン**を考えて日々の生活や健康と向き合うことができるよう、正しい知識の啓発と、自分で考えて行動する力を育みます。
- ・子どもたちを取り巻く周囲の大人、支援者自身も、子どもたちの健康と自己決定をサポートできるよう、正しい知識の習得に努めます。

展示による啓発



中学生への出前授業



青年期 壮年期 高齢期

生活習慣病に関する保健指導

【保健所健康課、保健センター・分室】【国民健康保険課】【後期高齢者医療保険課】

- ・健診の受診を勧奨し、自分自身のからだ、健康状態を知るとともに、糖尿病・高血圧症・脂質異常症など、生活習慣が原因となる**生活習慣病の予防や改善**に努めます。
- ・管理栄養士・保健師等の専門職が、食習慣や生活習慣に関する**個別の相談**に応じ、自分に合った食べ方を学べるよう支援します。

フレイル予防に関する普及啓発

【保健所健康課、保健センター・分室】【地域包括支援課】【後期高齢者医療保険課】

- ・青年期、壮年期の生活習慣病予防に引き続き、加齢に伴う**フレイル（虚弱）**を予防することで、自立の支援と介護予防に努めます。
- ・集団の健康教育や研修会、講演会を通じて普及啓発を行うとともに、健康診査や通いの場においてハイリスク者の早期発見、支援につなげ、必要な方は専門職（理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等）が**個別の相談や支援**を行います。



②市民は、食を楽しみ、地域で伝承されてきた食文化を継承する

豊かな自然に恵まれた姫路には、祭りで振る舞われる「このしろ寿司*」やあなご料理、いかなごのくぎ煮、前どれ*と言われる播磨灘から水揚げされたとれたての魚を使った郷土料理など、各地域の産物を活かした伝統的な食文化があります。また、家庭では和食を主体とした栄養バランスに優れた「日本型食生活*」が伝承されてきました。

本市では、地域で伝承されてきた食材を守るため、地元産食材を使用し輸送段階における環境への負荷を低減する地産地消を推進しています。毎月 23、24 日をひめじ地産地消の日」として市民に啓発することで、地元で生産された食材の利用促進に取り組みます。

また、「いのち」をいただいて、自らの「いのち」を育む意味を理解するための農林漁業体験の場の提供にも取り組んでいます。食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者をはじめとして多くの関係者によって食が支えられていることを実感することで、食への感謝の気持ちを育みます。核家族*化やひとり暮らし世帯の増加など、家族の在り方が変化し、食の外部化、簡素化、欧米化などの進展により、食べ物を手軽に手に入れることができる時代ではありますが、「海のもん」「山のもん」に恵まれた姫路の優れた環境において、食を楽しみ、食文化を継承していきます。

◆計画を推進するための取組

- ・ 食育に関する講座、教室、講演会等による普及啓発 [再掲]【食育関係課】
- ・ 食事（給食）の提供、地産地消の推進 [再掲]【保育所、こども園】【学校】
- ・ 食に関する講座、授業、食育体験 [再掲]【保育所、こども園】【学校】



農林漁業まつり*や体験、メディアや動画配信等を通じた地産地消の推進

【農政総務課、水産漁港課、林産振興課、農業振興センター】

- ・農林漁業体験への参加を通じて**生産者と消費者との交流を促進**し、食に関わる人々への感謝の気持ちを育むとともに、動画やラジオ等での情報発信を通じて**地産地消の推進**を図ります。

農林漁業まつり



めっちゃうま動画の配信



講習会や料理教室、朝ぜりの見学会等による青果物消費拡大、市場活性化

【中央卸売市場】

- ・**市場見学**及び青果物など旬の食材を使った**調理実習**や**講話**により、旬の食材に関する情報（食べ方、調理方法など）を学び、家庭における**旬の食材の普及啓発**、**消費拡大**及び食文化の継承を図ります。

※旬果旬菜料理教室、親子朝ぜり見学会、本場・紀州の梅の漬け方講習会等

旬果旬菜料理教室



親子朝ぜり見学会



梅の漬け方講習会



各種料理教室（食生活改善推進員協議会（いずみ会）・地域活動栄養士会）

【保健所健康課】

- ・**講話と調理実習**を通じて、子どもの頃から**食を楽しむ「こころ」**を育み、調理技術や健康的な食生活の実践の工夫、**地元の郷土料理**などを伝えます。



③生産者は、食文化の継承や食の安全に配慮した食材を生産する

家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化は、姫路の自然と生産者の手によって生み出される食材の上に成り立ちます。

農業においては、タケノコやレンコン、ゆずといった播磨のふるさと野菜を農産物のブランドの愛称「姫そだち*」としてPRしており、今後も安定供給、消費拡大に努めます。

水産業においては、新鮮な前どれ魚を消費者に提供するとともに、魚食の普及を教育機関と連携して進めます。また、「つくり育てる漁業」を目指し、栽培漁業*を積極的に行うとともに、貝類の種苗放流*や漁礁*の整備を行い、水産資源の増殖と養殖業の振興を図ります。

畜産業においては、姫路和牛*をはじめ、ブランド化された卵や豚肉などは姫路の特産として知名度向上に取り組んでいます。市内の食肉センターは、牛肉の輸出実績が日本全体の約1割を占めるまでになり、日本有数の輸出拠点となりました。引き続き、と畜検査員（獣医師）が食用の適、不適について1頭ずつと畜検査を行うとともに、国内はもとより輸出相手国が設定する高度な基準に従い、衛生管理を徹底させることで安全な食肉の流通に努めます。

生産者は、地元農林水産物や取組の情報発信、直売所等を活用した販売促進などを行うとともに、安全で、生産者の顔の見える農林水産物*を消費者に届けるために取り組んでいきます。

◆計画を推進するための取組

- ・ 農林漁業まつりや体験、メディアや動画配信等を通じた地産地消の推進 [再掲]
【農政総務課、水産漁港課、林産振興課、農業振興センター】
- ・ 講習会や料理教室、朝ぜりの見学会等による青果物消費拡大、市場活性化 [再掲]
【中央卸売市場】



地元農水産物の生産支援

【農政総務課、水産漁港課、農業振興センター】

- ・ 技術指導や法令遵守*の研修会で知識と技術の向上を図り、直売所やイベントなどを通じて消費者へ生産者の取組などの情報発信を実施します。
- ・ 姫路の農産物であることを分かりやすくするために、ブランドマーク「姫そだち」を表示し、市民の皆さんが地元農産物を購入しやすくすることにより地産地消を推進しています。
- ・ スマート農業*を推進することにより、農作業における省力・軽労化を更に進め、新規就農者の確保や栽培技術力の継承に努めます。
- ・ インターンシップによる農作業体験の実施や、直売出荷を目指す生産者に対する技術指導を行います。



- ・各地域の営農活動や学校・園などにおける体験学習を紹介し、**地産地消や農業体験の推進**を図ります。



④販売業者や流通業者は、取り扱う食品に関する正確な情報を市民に伝える

販売業者、流通業者（事業者）は、取り扱う食品に関する正確な情報を消費者に伝えるために、原材料やアレルギー*、食品添加物、原産地等様々な情報を表示しています。この食品の表示は、市民の食品購入の重要な情報源であり、その情報は正確なものである必要があります。しかし、食品の偽装表示や虚偽誇大広告*など、食品の安全性や信頼性を揺るがす様々な問題が発生しています。また、様々な情報媒体から食に関する多様な情報が溢れ、市民は、情報を適切に選択し活用することが難しくなっています。

行政（保健所）は食品関連事業者に対し、アレルギーや添加物等の食品表示の助言・指導を行い、適切な情報を市民に提供できるよう取り組みます。また、市内を流通する食品等の検査を行い、安全性の確認と市民への正確な情報発信に努めます。

販売業者、流通業者は、衛生知識や技術を習得し、食品の安全性を担保することで事業者としての責務を果たします。

◆計画を推進するための取組

- ・食品表示法及び健康増進法等に基づき、アレルギー、添加物などの一括表示、栄養成分表示*、虚偽誇大広告の禁止など、**食品表示の助言・指導**を行うことで、適切な情報を市民に提供し、自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保します。



名称	米 菓
原材料名	うるち米（国産、〇〇国産、その他） 食塩、調味料（アミノ酸）
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

⑤飲食店等は、食の楽しみと健康に配慮した食事を提供する

社会環境やライフスタイルの変化とともに、中食^{なかしょく}*や外食を利用する機会が増加しており、飲食店で
の食事は、市民の楽しみや交流の場となっています。飲食店等は、地元食材の利用促進や、市民の健全
な食生活の実践、受動喫煙*のない環境づくり、食品ロスの削減などの取組を積極的に推進していくこ
とが求められています。

そこで、飲食店は、姫そだちや姫路和牛、姫路ブランドポーク・桃色吐息、ぼうぜ鯖、華姫さわら、
白鷺鱧^{しらさぎはも}などの地場産の食材を使用した料理の提供、栄養成分表示や食品の安全情報、料理に使用してい
る食材の原産地表示などの情報提供に取り組むと同時に、食品ロスの削減を積極的に推進していきます。

◆計画を推進するための取組

- ・ 食品ロス削減に対する取組 [再掲] 【リサイクル課】

外食・中食産業に対する食の環境整備支援（食の健康協力店等）

【兵庫県】

- ・ 健康メニューの提供やヘルシーオーダーサービス、栄養成分表示などの「食の健康」に取り
組んでいる飲食店やお弁当・惣菜などの中食を販売する店舗、配食事業者に、「食の健康協
力店」として参加、登録してもらい、食環境を整備します。



「外食・中食産業に対する食の環境整備支援（食の健康協力店等）」に関する普及啓発

【保健所健康課】

- ・ 兵庫県が推進する「食の健康協力店」に参加、登録している飲食店等の普及啓発を行います。

受動喫煙対策

【保健所健康課】

- ・ 令和2年（2020年）4月より飲食店の建物内は原則禁煙となっており、受動喫煙対策に対
しての普及啓発を行うとともに、必要な情報提供や支援を行います。



⑥給食施設や地域食関連団体等は、食環境の向上に取り組む

単身世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯の増加など、核家族化に加え世帯構造が多様化した結果、朝食の欠食や空腹を満たすためだけのバランスの崩れた食事等の不適切な食生活になりやすく、また、食事を楽しむ機会が失われやすくなっています。

青年期、壮年期の食生活は、その後の生活習慣病予防のために大変重要であり、また、子育て世代の食生活は、子どもの食事にも影響を与えます。青年期、壮年期、子育て世代を含む働く人々が自ら必要な情報を得、健康に配慮したバランスのとれた食事がとれるよう、給食施設は働く人々の健康に配慮した職場の食環境整備に取り組みます。

また、誰かと食べることを楽しみ、こころもからだも満たされる食事環境の提供を目的として、地域の力を活用した食育関連団体においても、こども食堂やふれあい給食、食育講座や料理教室等の取組を進めていきます。

◆計画を推進するための取組

給食施設の栄養管理に対する指導・支援

【保健所衛生課】

- ・給食施設へ助言・指導を行い、適切な栄養管理を促し喫食者の健康の保持増進を図ります。また、給食施設への巡回等による状況調査・個別指導や適切な給食管理・栄養管理に関する研修会等を実施するなど支援に努めます。

衛生管理に関する知識の普及啓発

【保健所衛生課】

- ・衛生講習会等による食品事業者の衛生管理方法（HACCP*等）の啓発を含め、食品の衛生的な取り扱いや食中毒の予防について、正しい知識の普及啓発に努めます。また、家庭及び地域活動等における食中毒予防のための情報提供を図り、食品衛生に関する指導啓発に努めます。



こども食堂に対する支援（運営補助、広報）

【こども支援課】

- ・経済的な理由や家庭の事情などにより食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を目的に、無料または低額で食事を提供する活動を行う市民団体やNPO法人などに対する運営補助・広報等の支援を行います。

⑦学校園（所）は、園児・児童・生徒が食べることに喜びや関心をもち、食文化や食への感謝について学ぶ場を提供する

子どもの健全な育成には、望ましい食習慣の定着が不可欠です。しかし、家族の生活時間帯の夜型化、働く保護者の増加や食事に対する価値観の多様化などにより、食事を共にする機会や基本的な食事マナー習得の機会の減少、おやつの与え方の配慮不足、偏食*、また、これらの習慣に起因する生活習慣病の若年化など様々な問題が増えています。

そのため、保育所・こども園・学校では給食を生きた教材*として活用し、子どもたちの年齢や発達段階に応じた食育を継続して実践していきます。そして、体験学習などを通じて食の大切さや楽しさを実感し、食に関する知識を身につけることによって、日常における食育の実践につながるようになります。

◆計画を推進するための取組

- ・ 食事（給食）の提供、地産地消の推進 [再掲] 【保育所、こども園】 【学校】
- ・ 食に関する講座、授業、食育体験 [再掲] 【保育所、こども園】 【学校】



⑧行政は、市民が食に関して学ぶための機会を提供する

豊かな人間性を育むために、市民が年齢に応じたバランスのとれた食事、朝食の喫食、旬の食材の活用、食べ残しや食品の廃棄に配慮した食生活、家族で食卓を囲む楽しさなどの大切さを認識し、自ら実践する必要があります。和食を中心とした「日本型食生活」は、米をはじめとした地産地消の推進や、和食のスタイルの一つである一汁三菜（主菜*1品と副菜*2品の献立）を実践することで、食事のバランスが摂りやすい、といった利点があります。

食に関する様々な情報が発信されるなか、市民が正しい情報を選択し毎日の生活に活かせるよう、行政は継続的に食育について学ぶ機会を提供し、市民が安全で安心して食生活を実践できるように積極的な知識の普及啓発と情報提供に努めます。

◆計画を推進するための取組

- ・ 食育に関する講座、教室、講演会等による普及啓発 [再掲] 【食育関係課】
- ・ 食育月間の取組 [再掲] 【食育関係課】
- ・ 食品ロス削減に対する取組 [再掲] 【リサイクル課】
- ・ 各保健事業による普及啓発、健診、相談 [再掲]
【保健所健康課、保健センター・分室】 【こどもの未来健康支援センター】
- ・ 食事（給食）の提供、地産地消の推進 [再掲] 【保育所、こども園】 【学校】
- ・ 食に関する講座、授業、食育体験 [再掲] 【保育所、こども園】 【学校】
- ・ プレコンセプションケアに関する普及啓発 [再掲]
【こどもの未来健康支援センター】 【思春期世代に関わる支援者】
- ・ 生活習慣病に関する保健指導 [再掲]
【保健所健康課、保健センター・分室】 【国民健康保険課】 【後期高齢者医療保険課】
- ・ フレイル予防に関する普及啓発 [再掲]
【保健所健康課、保健センター・分室】 【地域包括支援課】 【後期高齢者医療保険課】

⑨行政は、関係機関の連携強化や環境に配慮した体制の整備に取り組む

食育の取組をより一層推進していくためには、多様な関係者が連携、協働しながら、一体的に市民に強く働きかけていく必要があり、行政（姫路市）は、関係機関・団体がその特性を生かし、主体的に、かつ連携、協働して幅広い分野で食育の取組を推進していけるよう体制を整備し、市の広報をはじめ、様々な媒体を活用し広く市民への情報提供に努めていきます。また、消費者、事業者、市など、食に携わる関係者や関係機関が食の安全・安心について意見交換や情報共有を行うリスクコミュニケーション*を積極的に推進していきます。

また、地球環境問題に関心を向け、環境と調和のとれた食育の推進と、災害時においても健全な食生活を実践することができる体制の整備に努めます。

◆計画を推進するための取組

- ・ 食品ロス削減に対する取組 [再掲] 【リサイクル課】
- ・ 食事（給食）の提供、地産地消の推進 [再掲] 【保育所、こども園】 【学校】
- ・ 農林漁業まつりや体験、メディアや動画配信等を通じた地産地消の推進 [再掲] 【農政総務課、水産漁港課、林業振興課、農業振興センター】
- ・ 給食施設の栄養管理に対する指導・支援 [再掲] 【保健所衛生課】
- ・ こども食堂に対する支援（運営補助、広報） [再掲] 【こども支援課】

各関係組合、協会等の支援

【食育関係課】

- ・ 食育活動に取り組む**関係組合や協会等**（農業協同組合、食肉協同組合、漁業協同組合、中央卸売市場運営協議会、商工会議所、保育協会、小学校長会、中学校長会、連合PTA協議会、食品衛生協会、食生活改善推進員協議会（いずみ会）、地域活動栄養士会等）の**活動を支援**します。



フードドライブ*やフードバンク*活動への支援

【リサイクル課、地域福祉課】

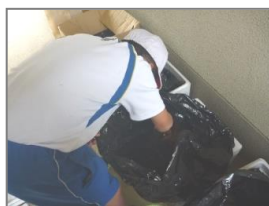
- ・生活困窮者の支援に寄与すること、また食品ロスの削減に資することを目的として、NPO 法人フードバンクはりまと連携し、「**フードドライブ**」を実施します。



給食残渣ざんさのリサイクル推進

【学校】

- ・ダンボールコンポスト*による給食残渣（調理くず）の堆肥化を実施するなど、**給食残渣のリサイクル**に取り組み、食育・環境教育の推進を図ります。



食育推進委員会・検討部会における食育の推進検討

【教育委員会】

- ・**食育推進委員会・検討部会**を定期的に開催し、「食の大切さを学び、生きる力を育む食育」を基本理念とする「**姫路市立小中学校における食育推進プラン**」について協議・検討していきます。
- ・各学校と教育委員会が連携しながら、**食育の充実・推進**を図っていきます。

災害に備えた備蓄体制整備

【危機管理室】

- ・各家庭での**ローリングストック***の取組の普及啓発を行います。
- ・災害時における飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽を設置するとともに、市内の小・中学校などの既設の受水槽を容易に取水できるよう改修するなど、**災害に備えた対策を整備**します。
- ・災害時の計画的な配給を行うため、アルファ化米や**長期保存食**などを確保します。



SDGs*の推進

地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す2030（令和12）年までの国際目標として、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、市民の食が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な行動に支えられていることについて知り、感謝の念や理解を深めることにつながるなど、持続可能な社会の実現に向けた礎となる取組です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ 主な食育関連施策とSDGsの主要目標との関連図



※「ひょうごの食育～食育推進計画(第4次)～」より一部改変

Ⅸ モニタリング指標

達成すべき目標	担当課	モニタリング指標	現在値 令和4年 (2022年)	目標値 令和11年 (2029年)
①市民は、自分に適した食を選択する力を身につける	保健所健康課	1日3回主食*、主菜*、副菜*のそろった食事をしている幼児の割合	25.6%	50%
	保健所健康課	朝食を欠食することがある幼児の割合	3.2%	0%
	教育委員会 健康教育課	朝食を欠食する(週に7日食べない)児童の割合(小6)	1.7%	0%
	教育委員会 健康教育課	朝食を欠食する(週に7日食べない)生徒の割合(中3)	3.1%	0%
	国民健康保険課	メタボリックシンドローム、予備群該当者の割合	32.1%	28.0%
	後期高齢者 医療保険課	1日3回きちんと食べている高齢者の割合	95.8%	100%
②市民は、食を楽しみ、地域で伝承されてきた食文化を継承する	保健所健康課	家族一緒に楽しく食事をしている幼児の割合	96.3%	100%
	農政総務課 水産漁港課 林産振興課	農林漁業体験の参加者数	6,835人	7,000人
	保健所健康課 中央卸売市場	料理教室参加者数	3,390人	8,000人
③生産者は、食文化の継承や食の安全に配慮した食材を生産する	農業振興センター	生産者に対する研修会などの実施回数	138回	140回
	農政総務課 水産漁港課 林産振興課	農林漁業関連イベントへ参加する団体数	延べ243団体	延べ250団体
	農政総務課	「姫そだち」登録品目数	76品目	85品目
④販売業者や流通業者は、取り扱う食品に関する正確な情報を市民に伝える	保健所衛生課	食品表示に関する助言・指導件数	39件	50件
⑤飲食店等は、食の楽しみと健康に配慮した食事を提供する	保健所健康課	食の健康協力店舗数	410店舗	500店舗
	保健所健康課	禁煙協力店舗数	282店舗	350店舗
⑥給食施設や地域食関連団体等は、食環境の向上に取り組む	保健所衛生課	給食施設の栄養管理に対する指導・支援を実施した施設数	延べ116施設	延べ150施設
	保健所衛生課	衛生講習会の実施回数及び参加者数	16回 756人	30回 1,200人

達成すべき目標	担当課	モニタリング指標	現在値 令和4年 (2022年)	目標値 令和11年 (2029年)
⑦学校園(所)は、園児・児童・生徒が食べることに喜びや関心を持ち、食文化や食への感謝について学ぶ場を提供する	こども保育課	給食参観や試食会を実施している保育所・こども園の割合	25.0%	100%
	こども保育課	保護者や地域の人と共に食育体験(食に関する学習会など)を実施している保育所・こども園の割合	39.0%	100%
	教育委員会 健康教育課	食育に関する授業や活動を取り入れている小・中学校の割合	100%	維持
	教育委員会 健康教育課	学校給食実施回数に対する米飯給食実施回数の割合	79.8%	80%
⑧行政は、市民が食に関して学ぶための機会を提供する	食育関係課 (保健所健康課)	市政出前講座の食育関連の講座実施回数及び参加者数	39回 1,276人	140回 5,600人
	保健所健康課	食育講座・食育指導者研修会実施回数及び参加者数	53回 1,233人	85回 3,800人
	食育関係課 (保健所健康課)	食育月間(10月)の参加者数	9,770人	16,000人
⑨行政は、関係機関の連携強化や環境に配慮した体制の整備に取り組む	リサイクル課	もったいない運動推進店	243店舗	300店舗
	教育委員会 健康教育課	食育推進委員会、検討部会の開催	推進委員会 2回 検討部会 1回	継続実施
	食育関係課 (保健所健康課)	食育推進会議、幹事会・作業部会の開催	推進会議 1回 幹事会・作業部会 1回	継続実施

資料1 姫路市食育推進会議

1 開催状況

回数	開催日	審議内容
第1回	令和5年(2023年) 8月18日	<ul style="list-style-type: none">・食育関係課の取り組みの現状・ひめじ食育推進プラン(第2次計画)の評価と課題・ひめじ食育推進プラン(第3次計画)案について
第2回	令和5年(2023年) 11月9日	<ul style="list-style-type: none">・ひめじ食育推進プラン(第3次計画)案について・ひめじ食育月間の取組報告
パブリック・コメント手続：令和5年(2023年)12月18日～令和6年(2024年)1月18日		
第3回	令和6年(2024年) 2月13日	<ul style="list-style-type: none">・パブリック・コメント手続の募集結果について・ひめじ食育推進プラン(第3次計画)案について・ひめじ食育推進プラン(第3次計画)概要版案について

2 委員名簿

区分	委員名	職名等（※令和5年（2023年）8月現在）
学識経験者	◎中出 麻紀子	兵庫県立大学環境人間学部准教授
各種団体代表	長谷川 和彦	兵庫西農業協同組合常務理事
	島田 正徳	姫路食肉協同組合相談役理事
	星尾 隆文	姫路市漁業協同組合副組合長理事
	青田 誠	姫路市農業委員会会長職務代理者
	鎌谷 一磨	姫路市中央卸売市場運営協議会会長
	浅田 敦之	姫路市商工会議所理事・事務局長
	齊藤 朋	姫路市保育協会理事
	福中 貴彦	姫路市小学校長会担当校長
	亀甲 和弘	姫路市立中学校長会担当校長
	土井 昌治	姫路市連合 PTA 協議会理事
	水野 博	姫路市食品衛生協会副会長
	○木村 利恵子	姫路いずみ会会長
	三浦 きわ子	姫路地域活動栄養士会副会長
市民	安藤 郁美	公募
	前田 真理	公募

◎委員長、○副委員長

資料2 姫路市食育推進会議条例

姫路市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、姫路市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条に規定する市町村食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 公募に応募した者（市内に住所を有する者に限る。）
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となり、議事を整理する。

3 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 最初に招集される推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料3 用語説明

あ行

用語	説明
アレルギー	アレルギーの原因となる物質のことです。食物アレルギーでは、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生などが原因物質（アレルギー）となります。
生きた教材	体験を伴った教材のことです。
いずみ会	食生活改善推進員協議会のことで、兵庫県ではいずみ会と総称されています。“私達の健康は私達の手で”を合い言葉に、幅広い年代を対象に地域に根ざした食育活動を実践しているボランティア団体です。
栄養成分表示	食品のエネルギーや各栄養素の表示のことで、包装された食品は食品表示法に基づく表示が義務づけられています。熱量とたんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の含有量を記載し、その食品の特徴的な栄養成分（ミネラル、ビタミンなど）も表示できます。
S N S (Social Networking Service)	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスです。
S D G s (Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標	平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成されており、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を基本理念として、国際社会全体が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

か行

用語	説明
核家族	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のことです。夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれます。
給食施設	学校、病院、事業所、児童福祉施設、老人福祉施設などの給食を提供する施設のことです。
郷土料理	ある地域で、作り食べ伝承されてきたその土地特有の料理のことです。
行事食	四季折々の伝統行事や特別な行事のときの華やいだ食事のことです。
魚礁 <small>ぎょしょう</small>	岩などによって海底に形成された隆起部で、魚が集まって漁場を形成している箇所のことです。
欠食	食事を抜くことをいいます。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

用 語	説 明
誇大広告	実際のものより優良と消費者に誤認させるようなおおげさな広告のことです。
このしろ寿司	「このしろ」は「鱒」や「鯰」とも記し、秋から冬に旬を迎えることから秋祭りの寿司ネタとして重宝がられ、主に押し寿司として祭りの ^{まじり} 敷席などで振舞われます。ニシン科の出世魚で体長は約 20 センチあり、成長に応じて呼び名が変わり、関西ではジャコ、コハダ、ツナシロ、コノシロと呼ばれます。

さ行

用 語	説 明
栽培漁業	卵から稚魚になるまでの一番弱い時期を人の手で守り、その後、自然の海に稚魚を放流し、成長したものをとる漁業です。
3010（さんまるいちまる）運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減する取組のことです。平成 23 年（2011 年）に本市の姉妹都市である長野県松本市が提唱しました。
市政出前講座	市政のことや市民生活上の身近な問題などをテーマとした市民向けの講座で、市民の希望に応じて市の職員が講師となって地域に出向いて行くものです。
主菜	主食以外の、食事の中心となる料理を言います。魚、肉、卵、大豆製品などのたんぱく質を多く含む食品の料理です。
主食	食事の中心として主要なエネルギー供給源になる食物（ご飯、パン、麺類など）のことです。
受動喫煙	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。
^{しゅひょうほうりゅう} 種苗放流	人工的に生産した魚介類を生育に適した海域に放流し、天然の生産力だけでは足りない資源を増強しようとする取り組みです。
旬	魚介類・野菜・果物などの最も味のよい出盛りの時期のことです。
食育	知育・徳育・体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践する力を育むことです。
食育基本法	平成 17 年（2005 年）7 月に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的に制定された法律です。

用 語	説 明
食育月間	食に関する様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身につけるための食育推進の一環として、集中的な取組を実施する月間のことであり、毎年10月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」（食育月間：全国6月、兵庫県10月）に定められています。
食育講座	保健所管理栄養士、地域活動栄養士会（キャロッピー）及び食生活改善推進員協議会（いずみ会）が実施団体から依頼を受け実施している講座で、食育に関する講話、親子調理実習などを実施しています。
食育指導者	保育所・こども園、学校・園、地域において食育を推進する人のことです。
食育推進会議	食育基本法に基づき平成17年（2005年）7月に内閣府に設置されました。食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するとともに、その実施を推進するほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育の推進に関する施策の実施を推進しています。本市においては、姫路市食育推進会議条例により平成19年（2007年）4月に設置しました。
食育推進幹事会	本市における食育推進関連部署代表者による会議のことです。
食育推進基本計画	食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため食育基本法に基づき、内閣府に設置される食育推進会議において作成された計画のことです。
食育推進計画	食育推進基本計画を基本として各地方自治体の食育推進会議において作成された計画のことです。
食育推進作業部会	本市における食育推進関連部署担当者による検討会議のことです。
食品ロス	売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
食品ロス削減マッチングサービス	小売店や飲食店等が廃棄になりそうな食品を通常より安価で販売する情報を発信し、消費者がその情報をもとに注文予約ができるフードシェアリングサービスです。
地場産の食材	地元でとれたもしくは育てられた野菜や果物、肉や魚などです。
スマート農業	ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用して、省力化、精密化や高品質生産を実現する新たな農業のことです。
生産者の顔の見える農林水産物	直売所や観光農園（農業者などが果物や野菜の収穫などレクリエーションのために開設する農園）、イベントなどで販売される生産者の分かる農水産物のことです。
青果物	青物と果物の意味で、生鮮野菜と果実類の総称のことです。

た行

用語	説明
ダンボールコンポスト	ダンボールを利用した生ごみ処理容器のことです。
地域活動栄養士会	地域住民を対象に自営又は非常勤で栄養改善指導を行う栄養士、管理栄養士の会のことです。
知育	知的認識能力・思考能力を高めることを目的とする教育です。
地産地消	地域の消費者ニーズに即応した農水産業生産と、生産された農水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組のことです。
低栄養	栄養素（特にエネルギー、たんぱく質）の摂取が生体の必要量より少ないときに起こる体の状態のことです。
デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信する電子看板や掲示板などの情報媒体のことです。
徳育	道德面の教育のことです。

な行

用語	説明
<small>なかしょく</small> 中食	惣菜・弁当などを買い、家（学校・職場）等に持ち帰ってする食事またはその食品のことです。「外食」と家庭で調理する「 <small>うちしょく</small> 内食」の中間にあたります。
日本型食生活	昭和 50 年代半ば頃に実践されていた、米を中心に、水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活のことです。
農林漁業まつり	姫路市内などで生産される農林水産物の展示・販売を通じ、農林水産業や農林水産物に対する市民の理解を深め、生産者と消費者との交流や連帯を促進し、農林水産業の振興に資することを目的に開催しているものです。

は行

用語	説明
HACCP（ハサップ） (Hazard Analysis and Critical Control Point)	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のことです。

用 語	説 明
パブリック・コメント手続	行政が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する行政の考え方を公表する一連の手続きです。
ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）	ひめじ健康プラン（「姫路市保健計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画における母子保健分野を補完かつ市町村健康増進計画の性格を持たせたもの）と、ひめじ・いのち支え合いプラン（自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」）を一体的に策定した計画です。
姫路市環境基本計画	平成 13 年（2001 年）3 月制定の「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」に基づき策定した計画です。市民・事業者・行政などの社会の構成員すべての参画と協働のもと、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針です。
姫路市経済振興ビジョン	「産業の振興」「観光の振興」「都心の活性化」「雇用の確保」の 4 つを柱とし、地域経済の持続的な活性化を図ることを目的として策定した計画です。
姫路市子ども子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定した計画のことです。子どもの育ちや子育てをめぐる問題に対応するため、質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消等を目指す総合的な子育て支援対策です（平成 27 年（2015 年）4 月から導入）。
姫路市総合計画	本市の行政運営の指針。都市づくりの長期的かつ基本的な方向性を示す計画です。
姫路市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉への住民の参加促進等の取組を示した計画です。
姫路市農林水産振興ビジョン	食の安全・安心や農林水産業の担い手の育成、地産地消の推進など姫路の農林水産振興の将来像を示すビジョンです。
姫路市立小中学校における食育推進プラン	「食の大切さを学び、生きる力を育む食育」を基本理念とする、姫路市立の小中学校における食育を推進する計画です。
姫路和牛	姫路市など西播磨地域で育てられた黒毛和種で、市内の食肉センターでと畜され、肉質などの厳しい基準をクリアしたものを言います。さらに、但馬牛の基準を満たしたものをプレミアム姫路和牛としています。

用語	説明
姫そだち	姫路市産の農産物であることを消費者に分かりやすく伝えるため、公募により決定した姫路の農産物ブランドマークの愛称のことです。ほうれん草や春菊などの葉物野菜のほか、れんこん、網干メロンなど多品目にわたります。
副菜	野菜、海藻、きのこなどを中心にした料理のことです。
フッ化物塗布	歯の表面に、直接フッ化物（フッ化物イオンが含まれる化合物）を塗布することによって、むし歯抵抗性を与える方法です。
フードドライブ	家庭で余っている食品や飲料を持ち寄り、フードバンクなどを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動のことです。
フードバンク	包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が食品メーカー等から寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動のことです。
フレイル	加齢に伴って心身の機能が低下した状態で、要介護の前段階を指します。適切な介入支援により健康に戻ることが可能な状態です。
プレコンセプションケア	プレ (pre) は「～の前の」、コンセプション (conception) は「受精・懐妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味で用いられます。プレコンセプションケアには①若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと、②若い世代の男女が将来、より健康になること、③ ①の実現によって、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることという目的があります。
偏食	特定の食べものを避けたり、偏って食べたりすることです。
法令遵守	企業などがルールに従って公正、公平に業務を遂行することを言い、コンプライアンスとも呼ばれます。

ま行

用語	説明
前どれ	ぼうぜ鯖や華姫さわら、白鷺鱧、ぼうぜがに（ワタリガニ）をはじめ、タイ、ヒラメ、イカナゴ、など播磨灘から水揚げされたとれたての魚。目の前の海でとれた魚のことです。

ら行

用語	説明
リスクコミュニケーション	リスクについて関係者間で情報を共有したり、対話や意見交換を通じて意思の疎通をしたりすることです。
ローリングストック	普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法のことです。

ひめじ食育推進プラン（第3次姫路市食育推進計画）

令和6年（2024年）3月

■発行／姫路市 健康福祉局 保健所健康課

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

TEL (079)289-1641 FAX (079)289-0210

